

市街地緑化補助金制度のご案内

岡崎市では、緑豊かで良好な生活環境の形成をはかり、調和のとれた住みよいまちづくりを行うことを目的として、予算の範囲内で市街地緑化事業に対する補助金を交付しています。

補助の対象となる緑化事業には、生垣の設置、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化があります。

補助の対象事業

緑化補助金の交付は次のいずれかの区域内で新たに緑化事業を行う方が対象となります。

- ・岡崎市内の市街化区域内
- ・建築協定もしくは地区計画により、緑化に関する事項の定められた区域内
- ・緑地協定区域内

その他の市街化調整区域での事業や、近年補助金を受けたことのある緑化事業、今ある緑地を作り直す事業、条例などで義務とされている緑化などは補助金交付の対象となりません。

補助の条件

❖ 共通条件

- ・補助金を受けて設置した緑地は、5年間（緑地協定区域内では10年間または協定期間満了の日まで）はその保全に努めると同時に、常に健全な管理を行い、育成に努めること。そのため、緑地の保全の妨げとなる建築物・工作物等を設置しないこと。
- ・緑化事業に使用する植物の種類は、土地と周辺環境に適した植物（多年草を用いる場合は育成期間が2年以上のもの）とすること
- ・道路の幅が4m未満の狭い道路に沿った場所に緑地を設置する場合は、道路後退線（道路の中心から2mの距離の線）より敷地側に設置すること
- ・屋上緑化・壁面緑化を設置する場合は、緑地を設置することで、建築物の耐震性に問題がないことを確認したうえで申請すること（申請時に建築物の施工に着手していない場合は建築確認済証の写しを添付してください。）

要綱に違反した場合は補助金の返還を求める場合があります。

❖ 生垣の設置の条件

- ・植栽地は道路に沿った場所で、連続3m以上の延長があること
- ・植栽する樹木の本数は1mあたり2本以上、高さは土地面から80cm以上、種類は土地と周辺環境に適した樹種であること
- ・植栽地をブロック、見通しの悪いフェンスなどで囲む場合、その高さは土地面から50cm以下であること
- ・狭あい道路拡幅整備補助金と重複して申請しないこと

❖ 屋上緑化の条件

- ・建築物の屋上に、樹木、地被植物、多年草を主体とした面積3㎡以上の植栽を設置すること

❖ 壁面緑化の条件

- ・建築物の壁面または道路から眺望できる擁壁に、つる性植物または多年草を主体とした3㎡以上の植栽を設置すること

❖ 空地緑化の条件

- ・建築物、工作物、駐車場が無い場所に、樹木または地被植物、多年草を主体とした20㎡以上の植栽を設置すること

❖ 駐車場緑化の条件

- ・駐車場に、防護資材と地被植物を併用した10㎡以上植栽を設置すること

緑地面積の算出について

- ・樹木による植栽をする場合...高木（植栽時に高さ2m以上のもの）を2本、または低木（植栽時に50cm以上2m未満）6本植栽することで緑地面積は10㎡となります。
- ・地被植物、多年草による植栽をする場合...7割以上が植物に覆われている部分の水平投影面積が緑地面積となります。（駐車場緑化などで、緑地率が明らかになっている緑化資材を使用する場合は、施工面積に緑地率を乗じた面積を緑化面積とする）
- ・つる性植物による植栽をする場合...植栽延長（1mあたり3本以上を植栽）に植物が壁面を覆う予定の高さ（高さ2mまで）を乗じた面積が緑化面積となります。
- ・重複する部分が発生する場合は、重複分を合計面積から除き、二重に計上しないこと。

補助の事例紹介

❖ 空地緑化



❖ 壁面緑化



❖ 生垣設置



補助金の対象経費・交付額

❖ 生垣の設置、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化
緑化事業に必要な経費のうち、補助対象となる経費は以下の通りです。

- 補助対象経費
- ・ 植栽に要する経費
 - ・ 植枿・植栽基盤・用土・支柱・防根資材・誘引資材・防護資材に要する経費
 - ・ (屋上緑化のみ) 1つ70ℓ以上のプランターに要する経費
 - ・ (屋上緑化のみ) 灌水施設整備に要する経費(水道配管工事および電気配線工事に要する費用を除く)
- 各経費には購入経費、労務費、運搬費、消費税を、灌水施設整備に要する経費のみ現場管理費、諸経費を含みます。

補助対象経費の合計の1/2の額(基準額)以下で、下の表のとおり緑化事業ごとに定められた上限までが補助金の交付額となります。

また、いくつかの緑化事業をあわせて申請することもできます。その場合、各事業の上限額の合計が上限額となります。(上限額が50万円を超える場合は50万円を上限額とする)

	生垣の設置	屋上緑化	壁面緑化	空地緑化	駐車場緑化
補助額	補助対象経費の1/2の額(基準額)で、下記の条件の範囲内				
	3,000円 × 生垣延長	15,000円 × 緑地面積	4,500円 × 緑地面積	1,000円 × 緑地面積	10,000円 × 緑地面積
	1㎡(生垣の設置の場合は1m)あたりの基準額が上段の額未満の場合は基準額を交付				
上限額	45,000円	30万円	10万円	10万円	30万円

しかし

1,000円未満は切り捨て

補助金の交付例

補助対象額が40万円の屋上緑化(10㎡)を行う場合、基準額は40万円÷2=20万円
1㎡あたりの基準額は20万円÷10㎡=20,000円(15,000円)なので
交付額は15,000円×10㎡=15万円になります。

補助対象額が15万円の空地緑化(20㎡)と、補助対象額が50万円の駐車場緑化(25㎡)を同時に行う場合

空地緑化について：基準額は15万円÷2=75,000円

1㎡あたりの基準額は75,000円÷20㎡=3,750円(1,000円)なので

空地緑化に関する交付額は1,000円×20㎡=2万円になります。

駐車場緑化について：基準額は50万円÷2=25万円

1㎡あたりの基準額は25万円÷25㎡=1万円(10,000円)なので

駐車場緑化に関する交付額は1万円×25㎡=25万円になります。

よってこの2つの緑化事業を行う場合、交付額は2万円+25万円=27万円になります。

実績報告

事業が完了した日から起算して30日経過した日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。

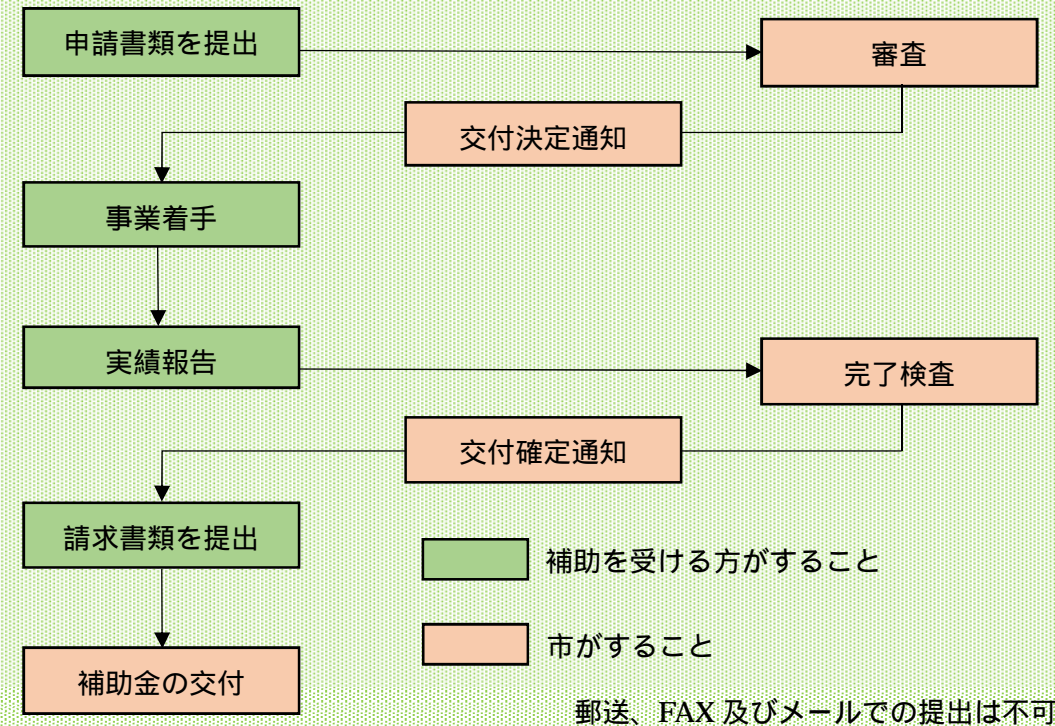
申請の手順

申請書は、岡崎市役所西庁舎4階公園緑地課にあります。必ず緑化事業の実施前に提出してください。事業実施後の申請は受付できません。

申請書を提出して頂いてから審査を行いますので、交付が決定するまで時間を要します。事業着手のおおよそ2週間前までに提出してください。

手続きの流れ

事業の計画段階で公園緑地課へご相談ください。条件等、詳しくご説明します。その際、申請書等書類をお渡しします。



大規模な緑化事業をする場合

15m以上の生垣の設置、または50㎡以上の屋上・壁面・駐車場・空地緑化事業を行う方は「あいち森と緑づくり事業」を利用した「都市緑化推進事業費補助制度」による補助を受けることができます。この場合は補助の条件、金額、申請方法などが異なります。また、事務の手続きも複雑になりますので、工事に着手するおおよそ3か月以上前に、事前相談をお願いします。

主な条件...市街化区域内または市街化調整区域の既存集落にある場所で、道路から眺望可能、不特定の人が立ち入って見ることが出来る、生垣は60%が公道に面しているなど、市民の目から緑地が見えること

補助金の額...補助対象経費の1/2以下を補助(上限は内容により異なる)

ご不明な点、お問い合わせは施行前にお問い合わせください

岡崎市 都市整備部 公園緑地課 電話 0564-23-6399

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

